

令和 3 年 度
事 業 方 針

〔 令和 3 年 第 1 回

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会（定例会） 〕

猪名川上流広域ごみ処理施設組合

令和3年度組合予算に伴う事業方針

令和3年度の予算案のご審議をいただくにあたり、本組合の事業に取り組む方針を申し上げます。

国崎クリーンセンターは、本組合を構成する1市3町から排出される一般廃棄物の中間処理場であり、極めて厳しい排ガスの自主基準値を満たす国内有数の設備を有しています。

平成21年の開設以来、何よりも猪名川上流地域における生活環境及び周辺環境の保全を前提に諸事業を展開し、適切な施設の運営管理に努めてまいりました。

今後におきましては、引き続き、現在及び将来世代のための循環型社会の構築に向けた取り組みを進めるとともに、脱炭素社会を視野に入れ、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素排出量の削減を目指した施設のあり方を検討してまいります。

さて、施設の稼働状況ですが、焼却施設の運転管理と、焼却施設及びリサイクルプラザの施設点検整備については、平成29年度より5年間の包括契約による管理運営を行っており、より効果的な施設運営に取り組んでいるところであります。

焼却施設においては1日平均約146トンのごみ焼却を行っておりますが、排ガス等については、定期的な計測におきまして良好な数値を引き続き記録し、設備がもつ機能を十分に発揮しております。

また、リサイクルプラザでは1日平均約26トンの資源ごみ等の処理を行っております。分別収集された資源ごみについては、可能な限りリサイクルによる資源化を図るとともに、焼却によって得られる熱エネルギーにより発電を行うほか、焼却や灰溶融の過程から生まれる溶融スラグや溶融メタルについては、路盤材や有価物として利活用するなど、できる限り有効活用を図り、循環型社会形成に向け環境への負荷軽減に努めてまいりました。

これらは、皆様の温かいご理解とご協力、そして構成市町のご支援により、住民の皆様にとって、安心できる適正な廃棄物処理を実施できているものと考えております。

新年度におきましては、焼却施設、リサイクルプラザ、啓発施設において、より効果的な事業運営に努めるとともに、廃棄物の適正処理や安定した施設運営を継続しながら、中長期的な視野に立って事業を進めてまいります。

まず、焼却施設等の管理運営に関しましては、安全で安定的な施設

運営を担保する上で要となるモニタリングについて、専門機関の技術支援を得ながら厳しいチェック体制を維持してまいります。

また、5年間の包括委託契約の最終年度となることから、令和4年度からスタートする第3期事業に向けて、焼却施設棟に加えリサイクルプラザ棟の運転管理業務を含めるなど、より一層の効果的・効率的な施設運営を図るべく、事業者の募集や選定を行ってまいります。

さらに、設備診断の結果に基づく、焼却炉及び灰溶融炉の耐用年数の延命化により、第4期事業を見据え、焼却炉の大規模基幹改良工事や灰溶融炉のあり方など具体的な検討を進めてまいります。

一般家庭からの持ち込みごみの受け入れについては、これまでの電話予約にあわせて、インターネットによる予約システムを導入し、住民の利便性向上を図ってまいります。

加えて、ごみ処理に関する課題の整理や住民の環境意識を高めるため、構成市町とより一層の連携を図りながら住民サービスのさらなる向上に努めてまいります。

施設敷地内にある里山林については、里山保全における獣害対策として試験植栽した鹿が捕食しないミツマタが、国崎の里山に適しているかを引き続き研究するとともに、敷地内のエドヒガンや多田銀銅山の坑道跡である間歩をはじめ、自然や生き物等の保全に努め

るなど、里山等の維持管理に取り組んでまいります。

啓発施設においては、おもちゃのかえっこバザールやベビー用品のリユースなど、ユニークな事業を展開することで、ごみの減量や環境保全の取り組みを進め、循環型社会形成に向け、広く普及啓発を図ってまいります。さらに、第4期目となる次期指定管理者の募集及び選定を行い、持続可能な社会を目指すSDGsの普及啓発やウイズコロナ・ポストコロナへの対応など、新たな啓発施設の運営に向けた取り組みを進めてまいります。

以上の事業方針に基づきまして、後ほどご審議いただく令和3年度当初予算案を編成いたしました。

これをもちまして、令和3年度の組合事業方針についての説明といたします。